

2 認知症総合支援事業について

認知症総合支援事業（地域支援事業）

- ・平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立。
- ・「保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」を「認知症総合支援事業」とする。

⇒平成27年度より、地域支援事業の包括的支援事業として位置づけ

⇒平成30年4月より全国すべての市町村で実施

認知症総合支援事業（地域支援事業）の2つの柱

①できるだけ早い段階からの支援 … 認知症初期集中支援推進事業

- ・ 早期に認知症の鑑別診断
- ・ 速やかに適切な医療・介護等を受けられる初期の対応体制を構築

認知症初期集中支援チームの設置を推進

② 地域における医療・介護等の連携の推進… 認知症地域支援・ケア向上事業

* 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために

* 認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて

- ・ 必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワーク形成
- ・ 効果的な支援体制を構築
- ・ 認知症ケアの向上を図るための取組を推進

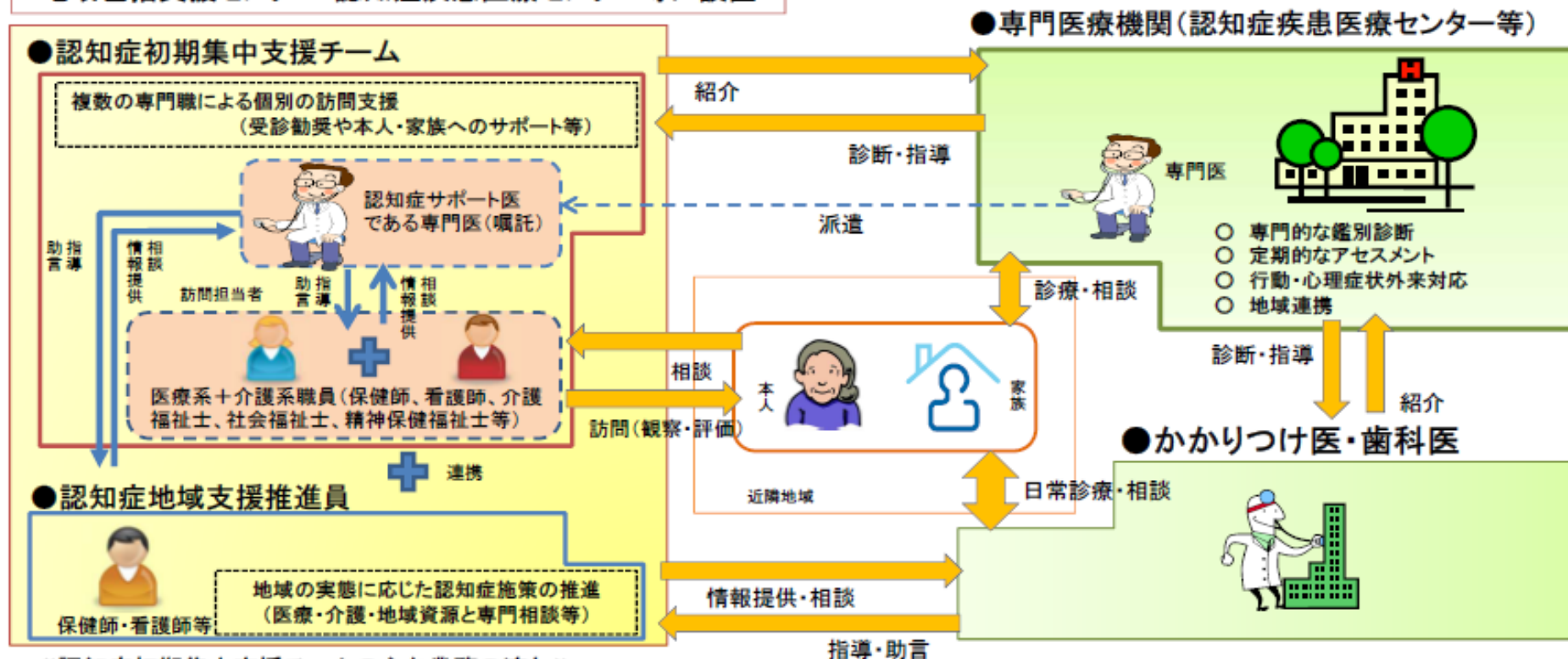
認知症地域支援推進員の配置

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

- 認知症初期集中支援チーム** 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を(個別の訪問支援)ふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員** 一認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の实情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

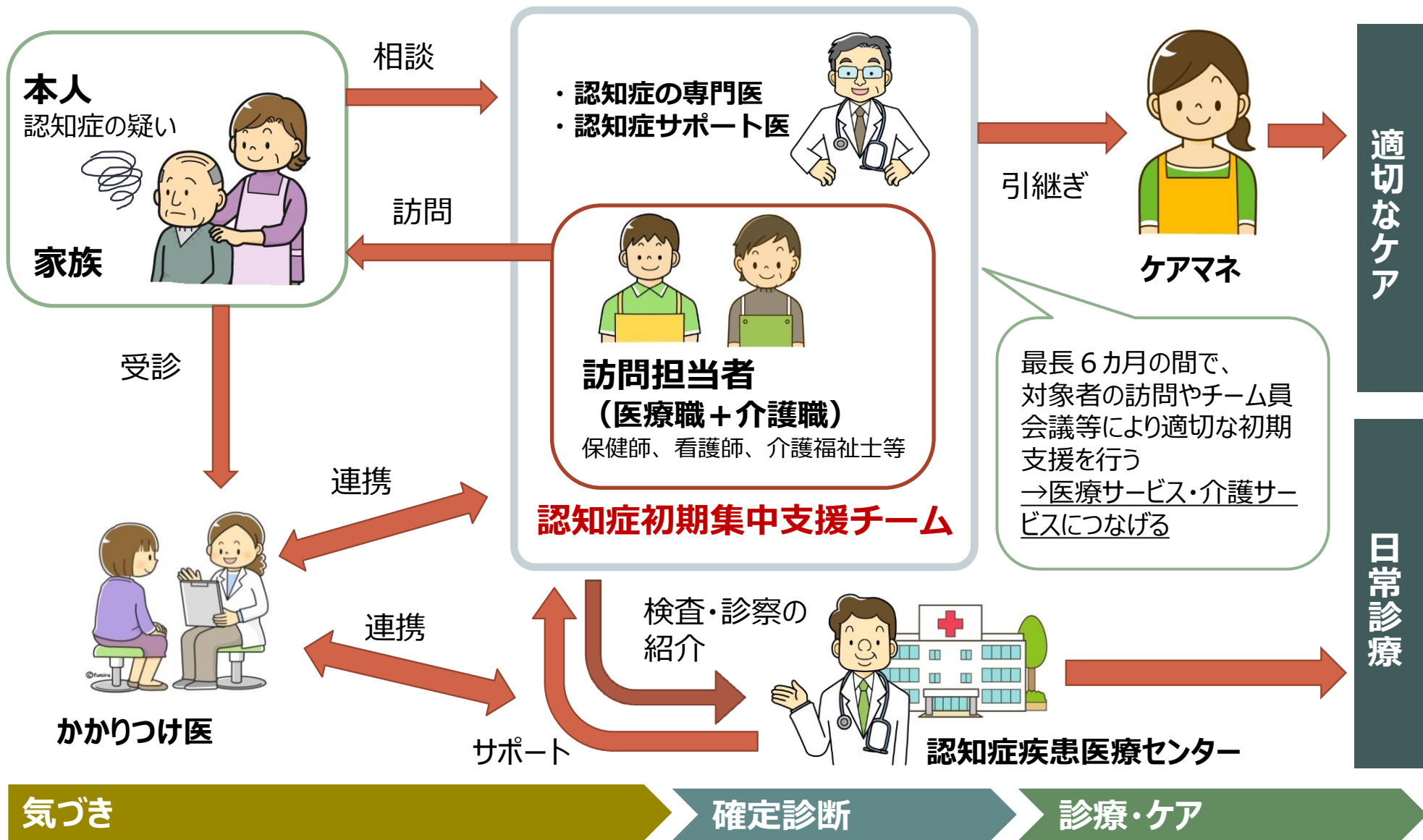
地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置



《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③初回訪問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)、④観察・評価(認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子チェック)、⑤専門医を含めたチーム員会議の開催(観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)、⑥初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦引き継ぎ後のモニタリング

認知症初期集中支援チームによる一般的な支援の流れ



初期集中支援の対象者とプロセス

●初期集中支援の対象者

年齢40歳以上、在宅で生活、認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のa、bのいずれかに該当する者

- a 医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している
- b 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している

0 地域への啓発活動 チームの周知

1 訪問支援対象者の把握

2 情報収集

(本人の生活状況、家族の状況など)

3 アセスメント

4 初回家庭訪問の実施

5 チーム員会議の実施

6 初期集中支援の実施

(受診勧奨、ケア、本人・家族等への助言)

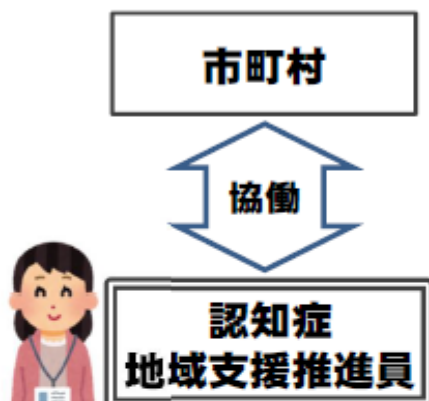
7 サービス提供機関への引継ぎ

(医療・介護等)

8 引継ぎ後のモニタリング

効果的な事業運営のためには、**医療・介護関係者と地域の連携 (=理解・協力)が必要不可欠**

認知症地域支援推進員



【推進員の要件】

- ①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ②①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者

【配置先】

- 地域包括支援センター
- 市町村本庁
- 認知症疾患医療センターなど



医療・介護等の支援ネットワーク構築

- 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
- 市町村等との協力による、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）の作成・普及 等



認知症対応力向上のための支援

※関係機関等と連携し以下の事業の企画・調整を行う

- 認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
- 介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- 「認知症カフェ」等の開設
- 認知症ライフサポート研修など認知症多職種協働研修の実施 等



相談支援・支援体制構築

- 認知症の人や家族等への相談支援
- 「認知症初期集中支援チーム」との連携等による必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整



【事業名】認知症地域支援・ケア向上事業（地域支援事業）

【実績と目標値】2015（平成27）年度実施見込 839市町村 ⇒ 2018（平成30）年度～すべての市町村で実施

県内市町村の認知症初期集中支援チーム設置状況

認知症初期集中支援推進事業開始年度（市町村数）

～H27年度	H28年度	H29年度	H30.4月	計
3	16	12	11	42

（H28.11.1 認知症総合支援事業実施・検討調査による）

○認知症初期集中支援チーム 設置済み市町村（H28.11.1調査時点）

岐阜市、大垣市、関市、羽島市、美濃加茂市、海津市、岐南町、笠松町、
神戸町、輪之内町、安八町

計 11市町

県内市町村の認知症地域支援推進員配置状況

認知症地域支援・ケア向上事業開始年度（市町村数）

～H27年度	H28年度	H29年度	H30.4月	計
14	18	7	3	42

（H28.11.1 認知症総合支援事業実施・検討調査による）

○認知症地域支援推進員 配置済み市町村（H28.11.1調査時点）

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町

計 29市町